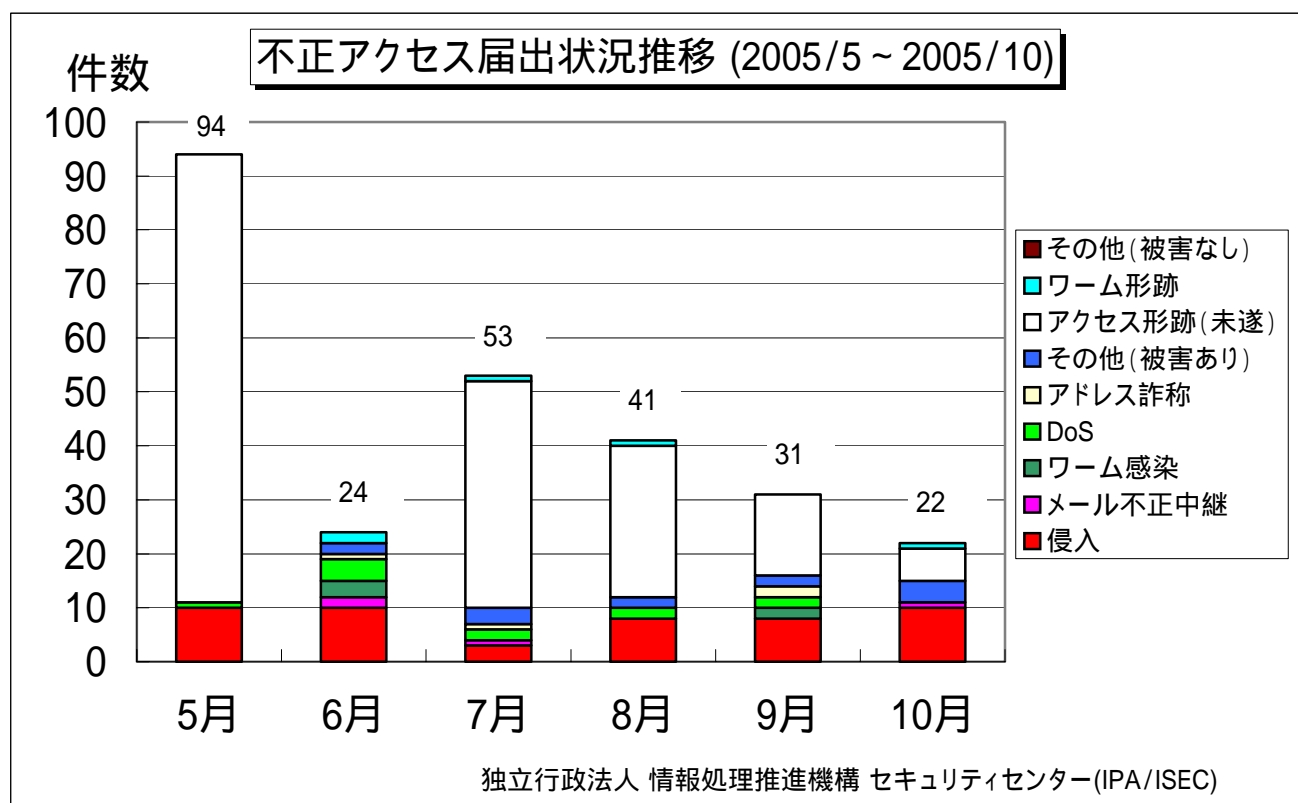


コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2005年10月分] について

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	5月	6月	7月	8月	9月	10月
侵入	10	10	3	8	8	10
メール不正中継	0	2	1	0	0	1
ワーム感染	0	3	0	0	2	0
DoS	1	4	2	2	2	0
アドレス詐称	0	1	1	0	2	0
その他(被害あり)	0	2	3	2	2	4
アクセス形跡(未遂)	83	0	42	28	15	6
ワーム形跡	0	2	1	1	0	1
その他(被害なし)	0	0	0	0	0	0
合計(件)	94	24	53	41	31	22

注) 網掛け部分は、被害があった届出種類を示しています。

(3) 届出者別件数

個人ユーザからの届出が、約 45%を占めています。

原因	届出件数					
	2005年10月		2005年9月(前月)		2004年10月(前年同月)	
一般法人ユーザ	5	22.7%	4	12.9%	3	5.7%
個人ユーザ	10	45.5%	20	64.5%	49	92.5%
教育・研究機関	7	31.8%	7	22.6%	1	1.9%
合計(件)	22		31		53	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

(4) 被害原因別件数

10月に届出されたうち被害のあったもの15件について、原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が4件、古いバージョン使用・パッチ未導入が3件、設定不備2件、などでした。

原因	届出件数					
	2005年10月		2005年9月(前月)		2004年10月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	4	26.7%	7	43.8%	0	0.0%
古いバージョン使用・パッチ未導入	3	20.0%	3	18.8%	2	66.7%
設定不備	2	13.3%	0	0.0%	0	0.0%
その他(DoSなど)	0	0.0%	4	25.0%	1	33.3%
不明	6	40.0%	2	12.5%	0	0.0%
合計(件)	15		16		3	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

2. 10月に掲載した脆弱性情報

10月にIPAにて掲載した、脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

Microsoft

- ・ DirectShow の脆弱性(MS05-050)
- ・ MSDTC および COM+ の脆弱性(MS05-051)
- ・ Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS05-052)
- ・ Netware 用クライアント サービスの脆弱性 (MS05-046)
- ・ プラグ アンド プレイの脆弱性(MS05-047)
- ・ Microsoft Collaboration Data Objects の脆弱性(MS05-048)
- ・ Windows シェルの脆弱性(MS05-049)
- ・ Windows FTP クライアントの脆弱性 (MS05-044)
- ・ ネットワーク接続マネージャの脆弱性(MS05-045)

Symantec

- ・ VERITAS NetBackup の Java ユーザインタフェースにフォーマット文字列の脆弱性
- ・ Antivirus Scan Engine にバッファオーバーフローの脆弱性

Hewlett-Packard

- ・ OpenView に脆弱性

Oracle

- ・ Oracle 社製品のセキュリティアップデート

Apache

- ・ Apache Tomcat 4.x におけるリクエスト処理に関する脆弱性

Snort

- ・ Snort にバッファオーバーフローの脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2005 年 10 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0510.html>

・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96年8月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされています。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第362号 平成8年8月8日制定
- ・ 通商産業省告示第534号 平成9年9月24日改訂
- ・ 通商産業省告示第950号 平成12年12月28日改訂
- ・ 経済産業省告示第3号 平成16年1月5日改訂

お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

花村 / 加賀谷 / 内山

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp